

ネットワーク通信



「子どもの権利条約ネットワーク」

—— 発刊足に向けて ——

子どもはおとなに育てられ、教えられ、導かれるだけの「受け身」の存在ではない。自分なりの考えを持ち、それを口に出し、また行動に移すことができる一個の人格であり、また子どもにはそうする権利がある。

そうした観点から、子どもの権利条約は子どもを「権利行使の主体」としてとらえ、表現の自由や結社・集会の自由などさまざまな市民的権利を保障した。

また、子どもは社会から切り離された存在でもない。むしろ、大人が築いてきた社会の影響をもっとも直接に受けるのが子どもである。それなのに、いままで子どもは「未完成なおとな」として、社会に対する発言権を認められてこなかった。

子どもの権利条約は12条に「意見表明権」をうたい、子どもにも、さまざまなことについて意見をいう権利があると定めた。その背景には、子どもたちが市民として積極的に社会に参加し、未来の担い手としてこの社会を変えていく力になってほしいとの願いがこめられている。

子どもを「指導」や「教育」の対象

としてのみとらえ、どうやればいまの社会にうまくあてはめることができるか、ということばかり考えていてはならない。むしろ、この社会をともに担っていくパートナーとして子どもをとらえ、貧困や環境破壊といった「静かなる緊急事態」に直面したこの地球をどうやって変えていけばいいのかを、ともに考え、行動していく姿勢が必要である。

そのためには、子どもとおとなが対等の立場で言葉をかわし、おたがいの理解を深めていかなければならない。

また、地球規模の問題を解決していくためには、国内外の子どもたちが、国籍・人種・性別といったさまざまな違いを超えて広く交流・連帯していく必要がある。

「子どもの権利条約ネットワーク」の目的のひとつは、そうした交流の場としての役割を果たしていくことである。

また、子どもの権利条約の精神や内容を社会に活かしていくためには、この条約に関する情報・資料・文献を、いつでも、だれでも利用できるようにしておかなければならない。「子どもの権利条約ネットワーク」は、この条約に関する情報・資料センターとしての役割を担っていきたいと思う。

この「ネットワーク」は、子どもの権利条約の実施と普及に関心をもつ一人ひとりの市民の、個人としての立場と考えにもとづく支えによってつくられるものである。もちろん、子どもたちの参加や協力を大歓迎することはいうまでもない。

一九九一年七月八日

子どもの権利条約ネットワーク準備委員会
(文責/平野裕二)

子どもの権利条約

ネットワーク

★第2回★

準備の

★つどい★

「子どものための世界サミット」1周年を記念し、国際的な視点からみた“子どもの権利”のために、私たちに何ができるか、そして何をすべきかについて話し合います。

★日時

9月29日(土)

午後1時～5時

※会場等詳しいことについては追ってご連絡いたします。

5月5日「子どもの日」

子どもの権利条約ネットワーク

第1回「準備のつどい」報告

★若ものたちが集まって

「権利条約を地道に学びたい」「自分の体験をみんなに知ってほしい」「おとなに言いたいことがあって」——そんな若ものたちが、「子どもの日」の五月五日、東京・駿河台の明治大学に集まった。子どもの権利条約ネットワーク準備委員会（代表Ⅱ喜多明人・立正大学助教授）主催の「第1回子ども権利条約ネットワーク準備のつどい」。

彼らの思いはそれぞれ違ったが、おとなを含めその違いを認めながら、言い合いを思い切っって言い合った。「つどい」として決議したことがある

わけではない。まとめがなかったことが、「つどい」としての「まとめ」。多くの参加者の心には、これまでの集会和と味違った満足感があった。

参加者は百人を越し、高校生や大学生が目立った。子どもの権利条約に関連したこれまでの集会は参加者の大半がおとな。この「つどい」の「権利条約を子どもたち自身に知ってほしい」というねらいが成功した。

主催者側のあいさつ。日本ユニセフ協会の好光紀（よしみつ・おさむ）さんの、スライドを使つての「いま、世界の子どもたちは」と題した現状報告。続いての「子どもたちからおとなへ一言」で、5人の若ものが4つのテーマに沿ってメッセージを投げかけた。

★「子どもたちからおとなへ一言」

「子どもから学校へ」では、神奈川県立の県立高校生・今井礼政君が、先生を選ぶ権利がないことはおかしい、と疑問を述べ、「ぼくたちが先生たちの奴隷にならないためには、先生を選択し、成績をつけること。授業の分かりやすさ、スピード、話のうまさなどいろいろな面から評価する」と提案。

トーキング・キッズのパーソナリティー、伊藤書佳さんは「おとなと子どもをの枠をなくしたい」。大学生の日高美穂さんは、自分の留学や大学進学で

の親との関わりを例にあげながら「親としてより、一人の人間に見える」ことを素直に喜んだ。

弁護士吉峯康博さんが、えん罪事件に巻き込まれたB少年と対談したのが「子どもから警察へ」。B少年は綾瀬の母子殺人事件で仲間の少年2人と共に犯人とされ、逮捕拘留されたが後にえん罪であることが分かった。B少年は「一番つらかったのは、妹が僕のせいでいじめられたこと。僕自身のこととをぼくが言われるのがまんでできるが、家族までいじめにあうのはがまんできない」と語った。

十代の菅源太郎さんは、これまでに出席した批准運動を進める集会在、おとな中心に行われていたり、逆に子どもを中心しようとする必要以上に迎合的だった、と指摘した。

短い休憩の後、始まった自由な討論の内容は感動的だった。

十代（男）／今日の集会は若い人が多くて、暇なやつが多いんだなあ、と思っただけど、普通の子どもの権利条約の集会では9割までがおとな。時代のサイクルが早いから、年代の格差が大きくなっている。ぼく自身も今の小学六年生なんかがわかんなくなってるし、ここにきているおとなには絶対に分からないと思う。

大学生（男）／いじめを体験している。だが、ぼくは学校に行かないことは考えないで、どうしたら見返してやろうと考えた。勉強をすること、運動をすること、人として認められること。いまでは人間的にもやっとな認められるようになった。いじめられたから、学校に行かないとか、登校拒否ということではなくには信じられない。また、遅刻をしないという人間としての基本的なことすらできない子どもをなぜ学校にあずけるのか。そして子どもになんかあると学校のせいにするということが信じられない。

高校二年生（女）／いま発言された佐藤さんはすばらしい。でもそういうふうに自分を確立できるのはまれな人ではないか、と思う。権利条約に書いてある当り前のことが当り前に実現されるような社会にすることためには、立場の違う人たちも、取り込んでいくことが必要ではないか。

大学生（男）／高校生のころ、教師に聞いたが、体育系の教師が学校を牛耳っていた。教師内でもいじめがある。生徒の構図とよくにている。

喜多／日本国憲法があり、国際人権宣言があるのに、いまさらなんで権利条約なんだ、という疑問を持つ十代も少なくない。国連がつくった意味は、子どもがそれを知り、勉強し、実践していこう。そして、いまの大人社会のひ

ずみを解決できる人たちが育ててほしい、ということ。

母親／意見をいうことの大切さ。おとなは解説するのはうまいけど意見を言うのはへただ、というのはその通りだと思う。教育もそういう意見を言うということをしてこなかった。集会で発言することは勇気がいる。

高校教師／今年の春卒業した生徒たちに、「ぼくたちのことをわかってくれている先生と、校長との間には深い溝がある。こういう形では、学校はなにも動かなくなってしまうのではないか」と言われた。授業とかホームルームで意見を求めても手を挙げて発言する子はまずいない。紙に書かせるといういろいろなことを書く。自由な論文を書かせたところすぐれたものがたくさんあった。意見を持っていないのではない。表現する手段を教えてやるのがおとなの役割。

高校生（女）／表現する手段ではなくて、場所というか環境がほしい。人とまるつきり違う意見を出したら、仲間はずれにされちゃうのではないかと、という不安はだれでも持っている。子ども同士だとそれがものすごく強い。一人だけ別の発言をしたら、異端児のように見られる。手段は子どもたち同士でいくらでも考えられると思うけど、やっぱり雰囲気とかそういう中で言えないものがあると思う。

前の発言者の母親／子どもも大人も同じ人間として生きている、ということが前提。みんなそれぞれ違いがあるのに、現実には画一化されてしまった。その方が統制しやすいから。ならばそれぞれ違いを認め合う関係を誰がつくるのか。自分にほかならない。

十代（男）／権利条約に反対する仲間が少なくない。毎朝ビラをまいて地道な活動をしている仲間の中には、権利というものを上の方から「与えてあげましょう」というのに対して腹立たしく感じている人間もいるということを知ってほしい。

母親／小学生の立場からいうと、自分たちでは意見を表明できない子もいる。そういう中で親はなにができるか、をPTAとして考えてきた。昨年私たちの学校でクラス編成の問題が出てきた。実現不可能だから運動は無意味ではな

いか、という反対もあったが、教育委員会にかけあった。結果は無理だったけど、私たち親がこういう運動にかかわった、こういう姿勢を見せるということが、子どもに対する大人の思い、というか、権利条約にも関係する部分だと思う。

大学生（女）／春休みに、私の家に家出してきた高校生が二週間ちょっといた。親の体罰で、けんかして飛び出してきた。権利条約があるということは前から知っていたが、このことがきっかけでやはりもうちょっと深めていきたいな、思った。それから、教育学で「なにになにさせる」という教育的指導みたいなものがあるが、おかしと思う。

高校生（男）／授業中先生に怒られる。おしゃべりしてたり、寝ていたり、内職していたり。おしゃべりはみんなにも迷惑をかけるので、怒られて当然だと思うが、寝てたり、内職してたりして怒られるのは、なんかおかしいのではないかと。学校に勉強しにきているのだからというのが先生の言い分だと思うが、それ以前に、立派な授業をしているかということ自分を問いかけてほしい。教師から学びとろうとするは

意識だけではない、人間性だ。母親／彼の話を聞いていて、いま私が十五歳だったらいいなあ、と思った。少し人生の先輩だけど、若かったら何

日でもこの権利条約のことで走りまわるといけないかと思う。十八歳で選挙権を与えたらどうか、ということも考えて欲しい。若さって素晴らしい。大学二年（男）／学校には友だちに会いに行く。朝早く起きて学校行って休み時間になっておしゃべりするというのは高校時代だけ。卒業するまでに一生の友だちを見つけられるような、学生生活をしてほしい。

★十一月二十日の発足に向けて

「率直な発言が多かった。四分の一ぐらいが二十歳未満なものもよかった」「遅刻論争があったが、論争は大切だと思う」「若い人を信じてきてよかった」「子どもからおとなへ意見を言える場をつくったのはよかった」「こういうネットワークがあることを知らせたい」——会場での感想である。

最後に、準備委員会代表の喜多明人さんが、ネットワークの確立を目指しての準備の経過と取り組みを報告。今後、さらに九月二十九日に第2回準備集会を開き、条約が国連総会で採択された日である十一月二十日にネットワークを発足させるよう準備を進めることを明らかにし、新たな準備委員を募った。これに応えた参加者は三十人以上。第一回の新準備委員会は六月八日、立正大学で開かれた。



子どもの権利条約

データ&インフォメーション

★五月二十七日現在、子どもの権利条約を批准した国は八十五か国、同じく署名した国は百三十二か国（ユニセフ 国連児童基金 調べ）。

なお、日本政府は次の通常国会で同条約を批准すると語っており、遅くとも来年（九十二年）の春ころまでには批准されるみこみ。

★日本の各政党とも「早期批准」では一致しており、四月九日に行なわれた「全政党内閣」でどう考える？ 子どもへの権利条約（主催／子どもの人権連・子どもへの権利条約批准の会）には連合参議院・社民連・民社党・社会党・自民党・公明党からそれぞれの代表者が出席して各党の立場を述べた。ただし、同条約の内容をどのように政策のなかに位置づけていくかについては一言もなし。

★各国で子どもの権利条約がちゃんと守られているかどうかを見守るために国連に設置される「子どもの権利委員会」が、九月に初めての正式会合を開く予定。批准国の政府は同委員会に対して定期的に報告書を出さなければならぬが、その報告のガイドライン草

案が、そのときの会合で採択されるはずである。

また、同条約のコメンタリー（解説）がフィリップ・オルストン教授によって編集されており、今年中には出版される予定。「解説」といっても各条文の解釈の説明ではなく、それぞれの規定がどういう経過をたどっているのよきな形にまとまったかを示す内容になること。

★「子どもの権利条約ネットワーク」では、世話人代表の喜多明人が中心となつて同条約に関する「資料・文献目録」を作成中。ネットワークが九月に行なうイベントまでには完成させたいとしており、同条約に関心のある人には必携の一冊になりそう。

★「子どもの権利条約」（ブルー・パンフレット）や「子どもの権利条約と国内法の問題点」（グリーン・パンフレット）などを発行してきた「子どもの人権連」（子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会）が、学習資料の第三弾として「子どもの権利条約実施のためのQ&A」を発行（編集／子どもの人権連学習研究委員会・子どもの権利条約議会対策プロジェクトチーム）。

「意見表明権（十二条）の規定に照らし、学校では、子どもの意見を大事にする教育が求められることになると思うが、どうか」といったぐあいに、国会や地方議会で質問をするという形式

をとりつつ、同条約に照らしてみたら日本の現状にどういふ問題点があるかを指摘している。関連資料も豊富。百四十ページで千円。申し込みは「子どもの人権連」（☎03・3265・2174）まで。

★日教組が出している「教育評論」が七月号で「権利条約」について特集。各地の学校での取り組み、国会での動き、各団体の紹介など、なかなか充実した内容は日教組の各支部でも好評の模様。なお日教組は今年度の運動方針に「子どもの権利基本法」（仮称）の制定運動を掲げているが、同誌のなかでも大場昭寿委員長が同「基本法」について詳しく言及している。

★全国PTA問題研究会（全P研）は、昨年の「国連子どもの権利条約とPTAの使命」にひきつづき、今年も「子どもの権利条約とPTAの責任」をテーマに全国大会を行なう。八月二十四日（土）～二十五日（日）にかけて、東京・一ツ橋の日本教育会館にて。詳しくは全P研事務所（☎03・3323・8659）までお問い合わせを。

※「データ&インフォメーション」のコーナーでは、各地での取り組みの報告、集会のお知らせなどを募集しています。「こんなことをやった」「これからこういうことをやる予定」という情報をお持ちの方は、ネットワークまでお知らせください。

カンパのお願い

子どもの権利条約ネットワークは今年の十一月二十日発足を目標に準備を進めています。正式に発足すれば会費制をとる予定になっていますが、それまでは「子どもの権利条約」に関心を持ち、ネットワークに意義を認めてくださる方々のご支援に頼らなければなりません。子どもへの権利条約ネットワークの準備・設立のために、一人でも多くの方々からご援助をいただければ幸いです。一口千円のカンパをよろしくお願いいたします（何口でもけっこうです）。

★郵便振替口座
東京81750150
「子どもの権利条約ネットワーク」

- 子どもの権利条約ネットワーク 通信（創刊準備第一号） No.1
- ◆発行 子どもの権利条約ネットワーク準備委員会
- 〒152 東京都目黒区緑が丘 2-6-1 喜多明人方
- ◆発行 人 喜多明人
- ◆編集責任者 平野裕二
- ◆タイトルイラスト 土田義晴